

# 令和6年度 臨時総会 議案書

令和7年2月25日(火)

於：新潟ユニゾンプラザ「中研修室」



みんなの「生きる」を  
社会福祉法人

新潟県社会福祉法人経営者協議会

## <議決事項>

### 第1号議案 新潟県社会福祉法人経営者協議会 役員選任規程一部改訂の件

#### 1 提案の理由

本会の役員改選は2年毎に行われ、役員選任規程第7条に「理事会は、自薦・他薦された者について、理事候補者として適任か否か決定する。」更に、役員選任規程第9条に「会長は、2年毎に改選される理事について、理事会で決定された理事候補者について、総会に付議する前に、理事選考委員会の意見を聞かなければならない。」と規定されており、これに基づき、理事選考委員会にて意見を聞く運用としております。

このため、必要性の有無に関わらず適任か否かの意見聴取を行っているが、必ずしも必要なプロセスであるとは言い難く、本会の規模と実情から必要性が感じられない。また、事務効率的観点から所要の変更を行うもの。

つきましては、令和7年3月より、本会の役員選任規程を、以下のとおり変更したく、ご承認をお願い申し上げます。

#### 2 改正の内容

##### 役員選任規程の一部改訂

条項	現行	改定案
第9条	会長は、2年毎に改選される理事について、理事会で決定された理事候補者について、総会に付議する前に、理事選考委員会の意見を聴かなければならない。	会長は、2年毎に改選される理事について、理事会で決定された理事候補者について、総会に付議する前に、 <u>必要に応じ</u> 理事選考委員会の意見を聴くことができる。

# 新潟県社会福祉法人経営者協議会役員選任規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、新潟県社会福祉法人経営者協議会会則（以下「会則」という）第10条第2項に基づき、新潟県社会福祉法人経営者協議会（以下「本会」という）の役員を選任手続等について定める。

### (会員の代表者の役員就任権)

第2条 本会の会員の代表者は、本会の役員に就任することができる。

2 理事に就任したい会員の代表者は、自らを推薦することができる。

また、本会の会員の代表者は、理事に相応しいと思われる自分以外の者を、推薦することができる。

3 前項の規定は、2年毎の役員改選の際に適用する。

4 他の会員の代表者から推薦された者は、役員候補者となることを辞退することができる。

### (委任)

第3条 この規程に定めのあるものの他、役員選任につき必要な事項は、会長が別に定める。

## 第2章 理事の選任

### (理事の要件)

第4条 理事は本会の会員の代表者並びに新潟県社会福祉法人経営青年会長とする。

### (理事選任に係る地域及び定数)

第5条 会則第10条第1項に規定する地域は別表1のとおりとする。

2 会則第10条第1項で規定する理事の地域別・事業種別定数（会則第10条第4項の規程により選任される新潟県社会福祉法人経営青年会長の数は除く。）は別表2のとおりとする。

3 前項に規定する理事の定数は2年毎の役員改選の都度見直すものとする。

4 第2項に規定する理事の定数については、理事会の決定により、理事候補者の推薦状況等に応じた弾力的な取扱ができるものとする。

### (会長による自薦・他薦の依頼)

第6条 会長は、理事会の同意を得て、全ての会員の代表者に、理事就任について、自薦・他薦を依頼する。

### (理事会における理事候補者の決定)

第7条 理事会は、自薦・他薦された者について、理事候補者として適任か否か決定する。

2 理事会は、自薦・他薦された者のうち適任とされた理事候補者の数が地域の定数に達しなかった場合、その地域の理事候補者を追加決定することができる。

(理事選考委員会)

第8条 理事の選任について意見を聴くため、理事選考委員会を置く。

2 その定数等は、次のとおりとする。

- (1) 定数 4名
- (2) 委員の決定 会長が、理事会の同意を得て、委嘱する。
- (3) 任期 委嘱後2年間
- (4) 委員長 委員の互選により決定する。
- (5) 報酬等 旅費を除き、支給しない。
- (6) 事務局 理事選考委員会の事務局は、新潟県社会福祉法人経営者協議会の事務局が兼務する。

(理事選考委員会の意見聴取)

第9条 会長は、2年毎に改選される理事について、理事会で決定された理事候補者について、総会に付議する前に、必要に応じ理事選考委員会の意見を聴くことができる。

2 理事選考委員会は、会長に対して、理事候補者毎に適任か否か意見を述べることができる。

(理事選考委員会の意見聴取後の対応)

第10条 理事選考委員会の意見が、理事候補者全員について適任とされた場合、会長は、書面理事会により、理事候補者を正式決定することができる。

### 第3章 監事の選任

(監事の要件)

第11条 監事は、社会福祉事業並びに財務管理について見識を有する者で、会員の役職員またはそれ以外の者とする。

(監事の選任)

第12条 理事会は、監事候補者を決定する。

2 監事は、会則第10条第5項に基づき、総会において選任する。

### 第4章 会長、副会長の選任

(会長、副会長の選任)

第13条 会長、副会長は、理事会において、理事の互選により決定する。

(附 則)

1 この規程は、平成30年8月10日から施行する。

2 この規程は、令和2年6月29日から施行する。

第5条 理事会による定数の弾力的な取扱を認め、定数を超えて理事候補者を決定することができるようにする。

第7条 推薦者数が定数に達しない場合、候補者を追加するかを含めて理事会が決定できるようにする。

3 この規程は、令和7年 月 日から施行する。

別表 1

地域名	市町村名
新潟市	新潟市
中越地域	長岡市
	三条市
	柏崎市
	小千谷市
	加茂市
	十日町市
	見附市
	魚沼市
	南魚沼市
	田上町
	出雲崎町
	湯沢町
	津南町
	刈羽村
上越地域	糸魚川市
	妙高市
	上越市
下越地域	新発田市
	村上市
	燕市
	五泉市
	阿賀野市
	佐渡市
	胎内市
	聖籠町
	弥彦村
	阿賀町
	関川村
	粟島浦村

別表 2

	児童・保育	老人	障害	複合	合計
新潟市					3
中越地域					4
上越地域					2
下越地域					3
計	1	4	2	5	12